

この連絡は、気象の警報が発表されたり地震が発生したりした場合の緊急措置についてのもので、見やすい場所に掲示するなど、報道等による情報の収集に努めたうえ緊急時に対応ください。

警報発表時の措置

茨木市に「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表された場合及び校区内の地域に「避難指示」が発令されている場合は、下記の措置をとります。

1	午前7時の時点で上記警報等が発令した場合	自宅待機
2	午前9時までに上記警報等が解除の場合	解除の時点で登校（給食あり）
3	午前9時に上記警報等が解除されていない場合	臨時休業（学童保育室閉室）

- ※『ツイタもん』にてメール配信しますが、ご家庭でも午前7時の報道等で確認してください。
- ※午前9時までに解除された場合は、給食は提供されます。
- ※各ご家庭から学校へ電話をされると、大混乱しますので、お問い合わせはご遠慮ください。
- ※登校後に上記警報等が発令された場合は原則として集団下校となります。
（但し、災害の状況によっては、保護者へ直接引き渡すまで学校で保護・監督します。）
（暴風警報が発表された時点で、学童保育室は閉室となります。）

地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生した場合	ツイタもんメールは可能な状況の場合に限り配信します。
	始業前	臨時休業 登校中の場合、原則として学校へ向かう。 （登校した児童は下記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで学校で保護・監督する）
	在校時	授業中止⇒保護者引き渡し：保護者（親族）へ直接引き渡すことを原則とする。引き渡すまで学校で保護・監督する。
	下校時	下校中の場合、原則として自宅へ向かう。（学校に残っている児童は上記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで学校で保護・監督する）
	翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をする。 臨時休業等の連絡がない限り登校する。	
2	震度4以下の地震が発生した場合	学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休業等の措置をとるかどうかが判断するので、連絡がない限り登校する。

- ☞学校が臨時休業になった日及び暴風警報発表中、学校施設は使用できません。
- ☞緊急時の対応等、PTA役員・各種委員の方に、ご協力をお願いすることがあります。
- ☞そのほか状況により市教委から特別の指示がある場合があります。